

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年6月12日
【発行者名】	J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猪股 伸晃
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【事務連絡者氏名】	内藤 敏信 (連絡場所) 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
【電話番号】	03 - 6736 - 2000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	J P M ・ V I S T A ・ オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出しましたので、平成24年10月16日付で提出した有価証券届出書（平成25年1月9日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また記載事項の一部訂正を行うため、訂正届出書を提出いたします。

．【訂正の内容】

第一部【証券情報】

(3) 発行（売出）価額の総額

<訂正前>

当初申込期間：100億円を上限とします。

継続申込期間：2,000億円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「(5) 申込手数料」は含みません。

<訂正後>

2,000億円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「(5) 申込手数料」は含みません。

(4) 発行（売出）価格

<訂正前>

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（以下略）

<訂正後>

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（1万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（1万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（以下略）

(7) 申込期間

<訂正前>

当初申込期間：平成24年11月1日から平成24年11月15日までとします。

継続申込期間：平成24年11月16日から平成25年6月27日までとします。

継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

<訂正後>

平成24年11月16日から平成25年6月27日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

(9) 払込期日

<訂正前>

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金^{*}を当該販売会社に支払うものとします。
当初申込期間にかかる発行価額の総額は、当ファンドの信託設定日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間中における取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

* 取得申込代金とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

<訂正後>

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金^{*}を当該販売会社に支払うものとします。
取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

* 「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額です。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) ファンドの目的及び基本的性格

(八) 基本的性格

<訂正前>

社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

(略)

* 1 商品分類の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

(略)

* 2 属性区分の定義（社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

(略)

(注) 前記の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

(参考) 社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

(略)

属性区分表

(略)

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

<訂正後>

一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

（略）

* 1 商品分類の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

* 2 属性区分の定義（一般社団法人投資信託協会 - 商品分類に関する指針）

（略）

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人投資信託協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

（略）

属性区分表

（略）

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人投資信託協会のホームページをご覧ください。
 HPアドレス：<http://www.toushin.or.jp/>

（二）ファンドの特色

<訂正前>

マザーファンドを通じて、主としてV I S T A諸国の株式等^{* 1}の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

「V I S T A諸国の株式」とは

V I S T A諸国のいずれかの市場で上場または取引されている株式

V I S T A諸国から売上または利益の大半を得ていると運用委託先（後記）を参照ください。

（以下同じ。）が判断する企業の発行する株式

* 1 （略）

* 2 「V I S T A諸国の株式と同等の投資成果を得られると判断する有価証券」とは、以下の有価証券をいいます。

- ・ V I S T A諸国の株式にかかる預託証券
- ・ カバード・ワラント（V I S T A諸国の株式またはそれで構成される株価指数に連動する投資成果を得ることを目的とするもの）
- ・ 株価連動社債（V I S T A諸国の株式またはそれで構成される株価指数に連動する投資成果を得ることを目的とするもの）
- ・ 主としてV I S T A諸国の株式に投資を行う投資信託証券

「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

（略）

V I S T A諸国それぞれについて1～50%の範囲で国別基本資産配分比率を定め^{*}、原則としてその比率

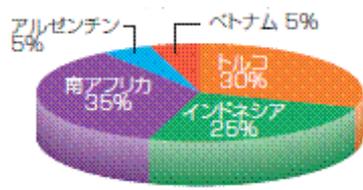
にしたがった投資を行います。

国別基本資産配分比率は市場動向に応じ、随時変更されることがあります。

市場の見通しに応じ、国別基本資産配分比率から±15%の範囲内で、国毎の資産配分比率を変動させることがあります。ただし、1カ国への資産配分比率は必ず1%以上とします。

* 個々のV I S T A諸国の株式等について、運用委託先は、V I S T A諸国のいずれかへの投資として特定します。

当ファンド設定当初の国別基本資産配分比率（予定）



当ファンドの参考指数は、MSCI南アフリカ・インデックス^{*1}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIトルコ・インデックス^{*1}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIアルゼンチン・インデックス^{*1}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIインドネシア・インデックス^{*1}（税引後配当込み、円ベース）およびベトナムVN指数^{*2}（配当なし、円ベース）から算出したリターンを国別基本資産配分比率に基づき加重平均し算出した合成指数^{*3}とします。

* 1（略）

* 2（略）

* 3（略）

参考指数とは当ファンドの運用成果を測る際に比較の参考とする指標をいいます。

当ファンドは、参考指数を上回る投資成果の実現を目指しますが、参考指数を上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、参考指数を上回る場合も下回る場合もあります。また、V I S T A諸国の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドの参考指数を構成する各指数を見直す場合があります。

（以下略）

<訂正後>

マザーファンドを通じて、主としてV I S T A諸国の株式等^{*1}の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

「V I S T A諸国の株式」とは

V I S T A諸国のいずれかの市場で上場または取引されている株式

V I S T A諸国から売上または利益の大半を得ていると運用委託先（後記 を参照ください、

（以下同じ。））が判断する企業の発行する株式

* 1（略）

* 2 「V I S T A諸国の株式と同等の投資成果を得られると判断する有価証券」とは、以下の有価証券をいいます。

・ V I S T A諸国の株式にかかる預託証券^{*3}

・ カバード・ワラント^{*3}（V I S T A諸国の株式またはそれで構成される株価指数に連動する投資成果を得ることを目的とするもの）

・ 株価連動社債^{*3}（V I S T A諸国の株式またはそれで構成される株価指数に連動する投資成果を得ることを目的とするもの）

・ 主としてV I S T A諸国の株式に投資を行う投資信託証券^{*3}

* 3 「預託証券」とは、ある国の企業の株式を国外でも流通させるために、その株式を先進国の銀行等に預託し、預託を受けた銀行等が株式の代替として発行する証券のことをいいます。預託証券は、主に先進国の有価証券が取引される市場で取引されます。

（略）

V I S T A諸国についてそれぞれ1～50%の範囲で国別基本資産配分比率を定め*、原則としてその比率

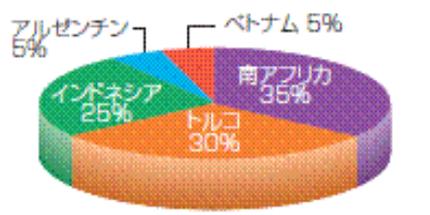
にしたがった投資を行います。

国別基本資産配分比率は市場動向に応じ、随時変更されることがあります。

市場の見通しに応じ、国別基本資産配分比率から±15%の範囲内で、国毎の資産配分比率を変動させることがあります。ただし、1カ国への資産配分比率は必ず1%以上とします。

* 個々のV I S T A諸国の株式等について、運用委託先は、V I S T A諸国のいずれかへの投資として特定します。

国別基本資産配分比率



平成25年4月末現在

当ファンドの参考指数^{*1}は、MSCI南アフリカ・インデックス^{*2}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIトルコ・インデックス^{*2}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIアルゼンチン・インデックス^{*2}（税引後配当込み、円ベース）、MSCIインドネシア・インデックス^{*2}（税引後配当込み、円ベース）およびベトナムVN指数^{*3}（配当なし、円ベース）から算出したリターンを国別基本資産配分比率に基づき加重平均し算出した合成指数^{*4}とします。

*1 「参考指数」とは、当ファンドの運用成果を測る際に比較の参考とする指標をいいます。

*2（略）

*3（略）

*4（略）

当ファンドは、参考指数を上回る投資成果の実現を目指しますが、参考指数を上回ることを保証するものではありません。当ファンドのパフォーマンスは、参考指数を上回る場合も下回る場合もあります。また、V I S T A諸国の株式市場の構造変化等によっては、当ファンドの参考指数を構成する各指数を見直す場合があります。

（以下略）

（2）ファンドの沿革

<訂正前>

平成19年3月30日 マザーファンドの信託契約締結および設定・運用開始

平成24年11月16日 当ファンドの信託契約締結および設定・運用開始（予定）

<訂正後>

平成19年3月30日 マザーファンドの信託契約締結および設定・運用開始

平成24年11月16日 当ファンドの信託契約締結および設定・運用開始

（3）ファンドの仕組み

（ハ）委託会社の概況

<訂正前>

資本金 2,218百万円（平成24年8月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成24年8月末現在）

（以下略）

<訂正後>

資本金 2,218百万円（平成25年4月末現在）

～（略）

大株主の状況（平成25年4月末現在）

（以下略）

2【投資方針】

（1）投資方針

<訂正前>

（イ）運用方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

マザーファンドは、V I S T A諸国の株式等の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

（ロ）投資態度

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合もあります。

運用委託先であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

（図略）

（略）

各国のモデル・ポートフォリオの作成

（略）

* アジア・太平洋地域グループ（以下「PRG」といいます。）に所属する者が含まれ、ベトナムおよびインドネシアを担当します。PRGは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社においてアジア・太平洋地域の株式運用および各銘柄の調査・分析を行う者で構成されます。

（以下略）

<訂正後>

（イ）運用方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

マザーファンドは、V I S T A諸国の株式等の中から、収益性、成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

（ロ）投資態度

マザーファンドにおける運用プロセスは次のとおりです。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

運用委託先であるJ Pモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドは、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

（図略）

（略）

各国のモデル・ポートフォリオの作成

（略）

* アジア・太平洋地域グループ（以下「PRG」といいます。）に所属する者が含まれ、ベトナムおよびインドネシアを担当します。PRGは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループ各社に所属するアジア・太平洋地域の株式運用および各銘柄の調査・分析を行うポートフォリオ・マネジャーで横断的に構成されます。

（以下略）

（２）投資対象

（参考）マザーファンドの投資対象

<訂正前>

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、以下に掲げるものとします。

（以下略）

<訂正後>

（イ）マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、以下に掲げるものとします。（「JPM・VISTAS 5・マザーファンド（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。））」

（以下略）

（３）運用体制

<訂正前>

・当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券にかかる運用体制

以下は、当ファンドの運用開始日から投資することを予定しているマザーファンドにおける運用体制です。

（略）

～ （略）

（注１）運用体制については、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含めた「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、今後変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

・当ファンドの主要投資先であるマザーファンドにおける運用体制

（略）

～ （略）

（注１）運用体制については、JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッドを含めた「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループのものを記載しています。

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、平成25年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（以下略）

（４）分配方針

収益分配金の分配方針

<訂正前>

委託会社が、前記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

<訂正後>

委託会社は、前記の分配対象額の範囲内で、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

<参考>

収益分配金に関する留意事項

<訂正前>

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その

金額相当分、基準価額は下がります。

- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

* 1 後記「4手数料等及び税金（3）信託報酬等および（4）その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 信託約款第39条第1項第2号をご参照ください。

<訂正後>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費^{*1}控除後の配当等収益および評価益を含む売買益^{*2}）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

* 1 後記「4手数料等及び税金」の「（3）信託報酬等」および「（4）その他の手数料等」をご参照ください。

* 2 信託約款第39条第1項第2号をご参照ください。

（5）投資制限

（イ）（略）

投資信託証券への投資制限

<訂正前>

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、B、 および において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対するすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<訂正後>

A 委託会社は、信託財産に属するすべての投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属するすべての投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額（信託約款第8条第2項に規定するものをいいます。以下、 、 および において同じ。）の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

B 前記Aにおいて信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額（マザーファンド信託約款第8条に規定するものをいいます。以下、 、 および において同じ。）に対するすべての投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

3【投資リスク】

（1）リスク要因

<訂正前>

（略）

マザーファンドは、主に外国の株式等を投資対象としますので、組入株式等の価格の下落や、組入株式等の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

（略）

為替変動リスク

マザーファンドは外貨建の株式等に投資しますが、マザーファンド、当ファンドとも為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

～ （略）

デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失を生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

（略）

～ （略）

繰上げ償還等について

当ファンドは、設定から1年経過以降、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回るようになった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても、繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

（以下略）

<訂正後>

（略）

マザーファンドは、主にV I S T A諸国の株式等を投資対象としますので、組入株式等の価格の下落や、組入株式等の発行会社の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

（略）

為替変動リスク

マザーファンドは外貨建ての株式等に投資しますが、マザーファンド、当ファンドとも為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

～ （略）

デリバティブ商品のリスク

マザーファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、金利等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、マザーファンドの信託財産の価値はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。マザーファンドにおいては、ヘッジ目的のみでデリバティブ商品を利用しますが、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の

取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生しマザーファンドの収益をその分減少させることがあります。

(略)

～ (略)

繰上げ償還等について

当ファンドは、設定から1年経過以降、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上げ償還することがあります。また、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

(以下略)

(2) 投資リスクに関する管理体制

<訂正前>

以下は、当ファンドの運用開始日から投資することを予定しているマザーファンドにおける管理体制です。

運用委託先である、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(図略)

(以下略)

<訂正後>

以下は、運用委託先であるJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドにおけるものです。

同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

(図略)

(平成25年3月末現在)

(以下略)

4【手数料等及び税金】

(5) 課税上の取扱い

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は平成25年4月末現在成立しているものです。

個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本

払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、後記の「収益分配金の課税について」をご参照ください。)

収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

法人、個人別の課税の取扱について

(a) 個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*}となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

^{*} 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

(ロ) 一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費^{*1}を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります。（損益通算については後記(八)損益通算についてをご参照ください。）

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）^{*2}の税率で源泉徴収されます。

^{*1} 「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

^{*2} 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となる予定です。

(ハ) 損益通算について

公募株式投資信託^{*1}（当ファンドを含みます。以下同じ。）の一部解約時、償還時および買取請求時の差損、ならびにその他の上場株式等^{*2}の譲渡損は、一定の条件の下で公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取請求時の差益ならびに収益分配金、ならびにその他の上場株式等の譲渡益および配当金と損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降3年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

^{*1} 「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

^{*2} 「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

(b) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）^{*}の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金

(特別分配金)は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

* 平成25年12月31日までの税率です。平成26年1月1日からは15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となる予定です。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家(税務署等)に確認することをお勧めします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 5 運用状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 投資状況

(平成25年4月19日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	376,763,035	100.11
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	398,475	0.11
合計(純資産総額)		376,364,560	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

親投資信託は、全て「JPM・VISTA5・マザーファンド(適格機関投資家専用)」です(以下同じ)。

(参考) JPM・VISTA5・マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	153,492,217	1.73
	インドネシア	2,257,793,205	25.49
	トルコ	3,124,112,192	35.27
	南アフリカ	2,504,415,929	28.27
	ベトナム	494,275,500	5.58
	小計	8,534,089,043	96.34
投資証券	イギリス	198,275,406	2.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	125,925,107	1.42
合計(純資産総額)		8,858,289,556	100.00

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。具体的な投資対象については、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」をご参照ください。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成25年4月19日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	JPM・VISTA5・マザーファンド(適格機関投資家専用)	256,353,702	1.4252	365,361,340	1.4697	376,763,035	100.11

(参考) J P M ・ V I S T A 5 ・ マザーファンド(適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

順位	国/地域	投資国	種類	銘柄名	業種	口数 または 株式数	帳簿 価額 単価 (円)	帳簿価 額 金額 (円)	評価 額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	トルコ	トルコ	株式	TURKIYE GARANTI BANKASI	銀行	1,429,262	525.02	750,396,852	512.99	733,200,257	8.28
2	トルコ	トルコ	株式	TURKIYE HALK BANKASI	銀行	555,546	1,058.25	587,907,387	998.09	554,486,296	6.26
3	インドネシア	インドネシア	株式	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	銀行	5,970,000	89.25	532,822,500	88.23	526,733,100	5.95
4	ベトナム	ベトナム	株式	VIETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	食品・飲料・タバコ	855,000	540.50	462,127,500	578.10	494,275,500	5.58
5	インドネシア	インドネシア	株式	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	自動車・自動車部品	5,910,000	80.58	476,227,800	79.05	467,185,500	5.27
6	トルコ	トルコ	株式	KOC HOLDING AS	資本財	667,617	574.24	383,375,724	568.77	379,724,526	4.29
7	トルコ	トルコ	株式	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	エネルギー	128,746	2,980.60	383,740,971	2,679.80	345,014,818	3.89
8	トルコ	トルコ	株式	YAPI VE KREDI BANKASI AS	銀行	1,157,639	306.26	354,543,150	288.76	334,283,542	3.77
9	トルコ	トルコ	株式	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	自動車・自動車部品	515,738	713.70	368,084,531	637.13	328,596,535	3.71
10	南アフリカ	南アフリカ	株式	SHOPRITE HOLDINGS LTD	食品・生活必需品小売り	155,200	1,957.78	303,848,697	1,815.34	281,741,544	3.18
11	南アフリカ	南アフリカ	株式	MR PRICE GROUP LIMITED	小売	211,200	1,252.96	264,625,764	1,306.62	275,958,144	3.12
12	南アフリカ	南アフリカ	株式	CAPITEC BANK HOLDINGS LIMITED	銀行	109,402	2,293.86	250,953,725	2,313.35	253,086,210	2.86
13	南アフリカ	南アフリカ	株式	SASOL LIMITED	エネルギー	59,700	4,362.61	260,447,900	3,989.04	238,146,082	2.69
14	インドネシア	インドネシア	株式	PT TELEKOMUNIKASI	電気通信サービス	1,956,000	112.20	219,463,200	117.81	230,436,360	2.60
15	南アフリカ	南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	132,737	1,729.45	229,562,110	1,728.48	229,434,165	2.59
16	南アフリカ	南アフリカ	株式	TIGER BRANDS LTD	食品・飲料・タバコ	69,910	3,148.73	220,128,413	3,010.15	210,439,768	2.38
17	インドネシア	インドネシア	株式	PT UNITED TRACTORS TBK	資本財	1,098,000	185.64	203,832,720	185.13	203,272,740	2.29
18	トルコ	トルコ	株式	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	食品・生活必需品小売り	39,084	4,826.39	188,634,724	5,154.53	201,459,748	2.27
19	イギリス	ベトナム	投資証券	VINACAPITAL VIETNAM OPPORTUNITY FUND LTD	-	968,667	206.40	199,941,586	204.68	198,275,406	2.24
20	インドネシア	インドネシア	株式	PT PERUSAHAAN GAS NEGARA	公益事業	3,026,000	60.69	183,647,940	62.73	189,820,980	2.14

21	南 フリ カ	ア フリ カ	南 フリ カ	ア フリ カ	株式	AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	各種金融	624,318	324.40	202,532,442	291.20	181,804,460	2.05
22	南 フリ カ	ア フリ カ	南 フリ カ	ア フリ カ	株式	FIRSTRAND LTD	各種金融	526,919	344.86	181,714,340	331.04	174,434,479	1.97
23	南 フリ カ	ア フリ カ	南 フリ カ	ア フリ カ	株式	CLICKS GROUP LTD	食品・生活必需品 小売り	277,700	621.07	172,471,944	605.43	168,129,660	1.90
24	南 フリ カ	ア フリ カ	南 フリ カ	ア フリ カ	株式	MASSMART HOLDINGS LIMITED	食品・生活必需品 小売り	73,136	2,037.57	149,020,268	2,125.93	155,482,382	1.76
25	インド ネシア	インド ネシア	インド ネシア	インド ネシア	株式	PT UNILEVER INDONESIA TBK	家庭用品・パーソナル用品	620,000	232.56	144,187,200	231.03	143,238,600	1.62
26	インド ネシア	インド ネシア	インド ネシア	インド ネシア	株式	PT GUDANG GARAM TBK	食品・飲料・タバコ	265,500	499.29	132,561,495	526.83	139,873,365	1.58
27	インド ネシア	インド ネシア	インド ネシア	インド ネシア	株式	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	エネルギー	332,000	362.10	120,217,200	392.19	130,207,080	1.47
28	トル コ	トル コ	トル コ	トル コ	株式	COCA-COLA ICECEK AS	食品・飲料・タバコ	44,600	2,802.86	125,007,667	2,816.53	125,617,461	1.42
29	トル コ	トル コ	トル コ	トル コ	株式	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	運輸	179,500	637.13	114,366,360	678.15	121,729,002	1.37
30	南 フリ カ	ア フリ カ	南 フリ カ	ア フリ カ	株式	BIDVEST GROUP LIMITED	資本財	49,000	2,595.67	127,188,104	2,447.23	119,914,515	1.35

(注) 上記の「国/地域」は、マザーファンドが保有する有価証券の発行地または上場取引所の国/地域を表しています。なお、「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」の記載に基づき、どこの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。そのため、有価証券の発行地と実質的な事業活動が行われている地域が異なる場合等には、上記の「国/地域」と「投資国」における国/地域名が異なる場合があります。

種類別および業種別投資比率

（平成25年4月19日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.11

（参考）JPM・VISTA5・マザーファンド（適格機関投資家専用）

（平成25年4月19日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	10.22
		素材	1.21
		資本財	7.94
		運輸	1.37
		自動車・自動車部品	8.98
		小売	4.35
		食品・生活必需品小売り	9.52
		食品・飲料・タバコ	12.24
		家庭用品・パーソナル用品	1.62
		銀行	27.54
		各種金融	4.02
		電気通信サービス	5.19
		公益事業	2.14
小計	96.34		
投資証券	-	2.24	

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

平成25年4月19日および設定来における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成25年3月29日)	348	348	1.2791	1.2791
	平成24年11月末日	18	-	1.0250	-
	平成24年12月末日	64	-	1.1494	-
	平成25年1月末日	143	-	1.1901	-
	平成25年2月末日	232	-	1.2099	-
	平成25年3月末日	348	-	1.2791	-
	平成25年4月19日	376	-	1.3239	-

分配の推移

期	1口当たり分配金(円)
1期	0.0000

収益率の推移

期	収益率(%)
1期	27.9

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付)から当初設定時の基準価額を控除した額を当初設定時の基準価額で除したものです。

(4) 設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)	残存口数(口)
1期	289,340,796	16,759,787	272,581,009

(注1) 第1期の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

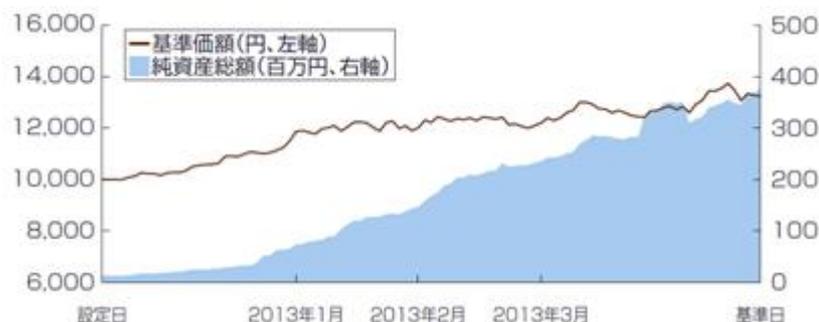
(注2) 設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

<参考情報>

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（<http://www.jpmorganasset.co.jp>）、または販売会社でご確認いただけます。過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2013年4月19日	設定日	2012年11月16日
純資産総額	376百万円	決算回数	年1回

基準価額・純資産の推移



分配の推移

期	年月	円
1期	2013年3月	0
	設定来累計	0

* 分配金は税引前1万口当たりの金額です。

* 基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

国別構成状況

投資国 1	投資比率 2
トルコ	35.3%
南アフリカ	28.3%
インドネシア	25.5%
ベトナム	7.9%
アルゼンチン	1.7%

通貨別構成状況

通貨	投資比率 2
トルコ・リラ	35.3%
南アフリカランド	28.3%
インドネシアルピア	25.5%
ベトナムドン	5.6%
米ドル	4.0%

業種別構成状況

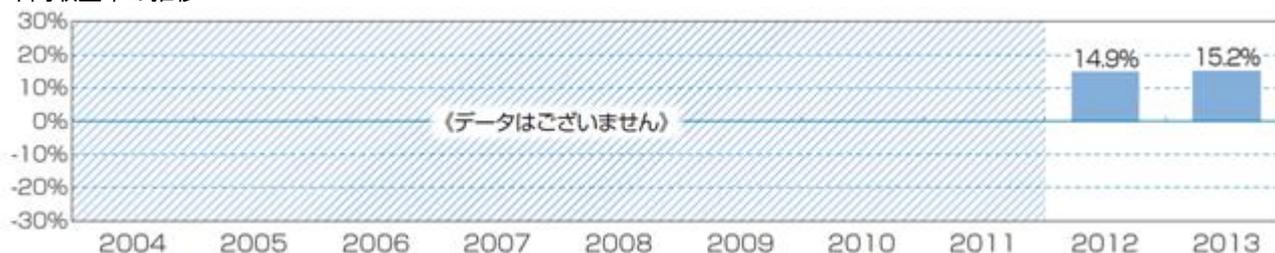
業種	投資比率 2
銀行	27.5%
食品・飲料・タバコ	12.2%
エネルギー	10.2%
食品・生活必需品小売り	9.5%
自動車・自動車部品	9.0%
その他	28.0%

* 上記比率にファンドで保有する投資証券は含んでいません。

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	投資国 1	通貨	業種	投資比率 2
1	ガランティ銀行	トルコ	トルコ・リラ	銀行	8.3%
2	ハルク銀行	トルコ	トルコ・リラ	銀行	6.3%
3	バンク・ラヤット・インドネシア	インドネシア	インドネシアルピア	銀行	5.9%
4	ベトナム乳業	ベトナム	ベトナムドン	食品・飲料・タバコ	5.6%
5	アストラ・インターナショナル	インドネシア	インドネシアルピア	自動車・自動車部品	5.3%
6	コチ・ホールディング	トルコ	トルコ・リラ	資本財	4.3%
7	テュブラシュ	トルコ	トルコ・リラ	エネルギー	3.9%
8	ヤブ・クレディ銀行	トルコ	トルコ・リラ	銀行	3.8%
9	トファシュ・トルコ自動車工場	トルコ	トルコ・リラ	自動車・自動車部品	3.7%
10	ショップライト・ホールディングス	南アフリカ	南アフリカランド	食品・生活必需品小売り	3.2%

年間収益率の推移



* 年間収益率(%) = (年末営業日の基準価額 ÷ 前年末営業日の基準価額 - 1) × 100

* 2012年の年間収益率は設定日から年末営業日、2013年の年間収益率は前年末営業日から2013年4月19日までのものです。

* ベンチマークは設定していません。

* 当ページにおける「ファンド」は、JPM・VISTA・オープンです。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

- 「投資国」は、「第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 (イ) ファンドの目的」の記載に基づき、どの国への投資であるかを委託会社が分類し、記載したものです。
- ファンドはマザーファンドを通じて投資を行うため、マザーファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

<訂正前>

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、継続申込期間中において、以下の取引所のうち委託会社が別途指定する取引所の休業日には、取得申込みの受付を行いません。

ホーチミン証券取引所、インドネシア証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、
イスタンブール証券取引所、プエノスアイレス証券取引所、ニューヨーク証券取引所

当ファンド設定当初、委託会社はヨハネスブルグ証券取引所およびイスタンブール証券取引所を指定する予定ですので、両取引所のいずれかの休業日には、取得申込みの受付は行いません*。

* マザーファンドの国別基本資産配分比率が変更された場合には、「委託会社が別途指定する取引所」が変更になるときがありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、以下の取引所のうち委託会社が別途指定する取引所の休業日には、取得申込みの受付を行いません。

ホーチミン証券取引所、インドネシア証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、
イスタンブール証券取引所、プエノスアイレス証券取引所、ニューヨーク証券取引所

平成25年4月末現在、委託会社はヨハネスブルグ証券取引所およびイスタンブール証券取引所を指定して
いますので、両取引所のいずれかの休業日には、取得申込みの受付は行いません*。

* マザーファンドの国別基本資産配分比率が変更された場合には、「委託会社が別途指定する取引所」が変更になるときがあります。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

申込価格

<訂正前>

当初申込期間：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

<訂正後>

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

2【換金（解約）手続等】

換金方法

<訂正前>

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け付けます。

ただし、以下の取引所のうち委託会社が別途指定するものの休業日には、換金申込みの受付を行いません。

ホーチミン証券取引所、インドネシア証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、
イスタンブール証券取引所、ブエノスアイレス証券取引所、ニューヨーク証券取引所

当ファンド設定当初、委託会社はヨハネスブルグ証券取引所およびイスタンブール証券取引所を指定する
予定ですので、両取引所のいずれかの休業日には、換金申込みの受付は行いません*。

* マザーファンドの国別基本資産配分比率が変更された場合には、「委託会社が別途指定する取引所」が変更になるとき
がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

< 訂正後 >

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受け付けます。

ただし、以下の取引所のうち委託会社が別途指定するものの休業日には、換金申込みの受付を行いません。

ホーチミン証券取引所、インドネシア証券取引所、ヨハネスブルグ証券取引所、
イスタンブール証券取引所、ブエノスアイレス証券取引所、ニューヨーク証券取引所

平成25年4月末現在、委託会社はヨハネスブルグ証券取引所およびイスタンブール証券取引所を指定して
いますので、両取引所のいずれかの休業日には、換金申込みの受付は行いません*。

* マザーファンドの国別基本資産配分比率が変更された場合には、「委託会社が別途指定する取引所」が変更になるとき
があります。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1) 資産の評価

< 訂正前 >

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1
口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および
社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した
金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した価額
で表示することがあります。

（以下略）

< 訂正後 >

受益権1口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権1
口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および
一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除
した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上1万口当たりに換算した
価額で表示することがあります。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部ファンド情報 第3ファンドの経理状況」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2．当ファンドの第1期計算期間は信託約款第35条により、平成24年11月16日から平成25年3月29日までとしております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成24年11月16日から平成25年3月29日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【JPM・VISTA・オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

		第1期
		(平成25年3月29日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券		349,655,980
流動資産合計		349,655,980
資産合計		349,655,980
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		51,437
未払委託者報酬		925,865
その他未払費用		10,252
流動負債合計		987,554
負債合計		987,554
純資産の部		
元本等		
元本	1	272,581,009
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()		76,087,417
(分配準備積立金)		21,413,369
元本等合計		348,668,426
純資産合計		348,668,426
負債純資産合計		349,655,980

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 1 期 (自 平成24年11月16日 至 平成25年 3 月29日)
営業収益	
受取利息	52
有価証券売買等損益	23,477,567
営業収益合計	23,477,619
営業費用	
受託者報酬	51,437
委託者報酬	1 925,865
その他費用	10,252
営業費用合計	987,554
営業利益	22,490,065
経常利益	22,490,065
当期純利益	22,490,065
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,076,696
期首剰余金又は期首欠損金 ()	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	57,580,892
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	57,580,892
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,906,844
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,906,844
分配金	2 -
期末剰余金又は期末欠損金 ()	76,087,417

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価 しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 1 期 (平成25年 3 月29日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加 設定元本額および期中解約元本額	
期首元本額	12,955,273円
期中追加設定元本額	276,385,523円
期中一部解約元本額	16,759,787円
2 計算期間末日における受益権の総数	272,581,009口
1 口当たりの純資産額	1.2791円
(1 万口当たりの純資産額)	(12,791円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 1 期 (自 平成24年11月16日 至 平成25年 3 月29日)
1 信託財産の運用の指図に関する 権限の全部または一部を委託す るために要する費用として委託 者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.5%を乗じ て得た額
2 分配金の計算過程	
費用控除後の配当等収益額	194,007円
費用控除後・繰越欠損金補填後 の 有価証券売買等損益額	21,219,362円
収益調整金額	54,674,048円
分配準備積立金額	- 円
当ファンドの分配対象収益額	76,087,417円
当ファンドの期末残存口数	272,581,009口
1万口当たり収益分配対象額	2,791.36円
1万口当たり分配金額	- 円
収益分配金金額	- 円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 JPM・VISTA5・マザーファンド（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターおよびリスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。更に、投資制限の管理を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

金融商品の時価等に関する事項

	当計算期間末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第1期 (平成25年3月29日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	22,453,388
合計	22,453,388

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表（平成25年３月29日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	J P M ・ V I S T A 5 ・ マザー ファンド（適格機関投資家専用）	246,514,369	349,655,980	
合計			246,514,369	349,655,980	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「JPM・VISTA5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「JPM・VISTA5・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況
尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記 番号	(平成25年3月29日現在)
		金額
資産の部		
流動資産		
預金		125,092,858
コール・ローン		40,733,045
株式		8,358,173,783
投資証券		213,491,358
派生商品評価勘定		232,561
未収配当金		20,254,178
未収利息		55
流動資産合計		8,757,977,838
資産合計		8,757,977,838
負債の部		
流動負債		
未払解約金		24,371,148
流動負債合計		24,371,148
負債合計		24,371,148
純資産の部		
元本等		
元本	1	6,157,360,774
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		2,576,245,916
元本等合計		8,733,606,690
純資産合計		8,733,606,690
負債純資産合計		8,757,977,838

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	当財務諸表対象期間
1. 有価証券の評価基準 および評価方法	<p>株式および投資証券 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準 および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。ただし、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区分	(平成25年3月29日現在)
1 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額、 期中追加設定元本額および期中解約元 本額	
期首元本額	6,629,551,366円
期中追加設定元本額	539,699,086円
期中解約元本額	1,011,889,678円
本報告書における開示対象ファンドの期末 における元本の内訳（注）	
J P M ・ V I S T A 5 ・ ファンド	5,910,846,405円
J P M ・ V I S T A ・ オープン	246,514,369円
合 計	6,157,360,774円
2 本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における受益権の総数	6,157,360,774口
1 口当たりの純資産額	1.4184円
(1万口当たりの純資産額)	(14,184円)

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、株式、投資証券およびデリバティブ取引であり、当ファンドで利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。当ファンドが保有した金融商品およびデリバティブ取引には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。 なお、デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産の効率的な運用に資する目的として利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは運用を外部委託しておりますが、投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターおよび外部委託先において運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、パフォーマンス評価担当部署から報告を受け、運用成果（パフォーマンス）のモニターを行います。さらに外部委託先のインベストメント・ダイレクターは、リスク指標やリスク水準のチェックを行い、必要があれば是正を求めます。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。 (3)運用商品部門は外部委託先のリスク管理体制に変更がないか継続的にモニタリングします。運用商品部門の部長はその結果をリスク・コミッティーに報告し、当該報告内容に問題点があった際には、必要に応じてリスク・コミッティーより勧告を受けます。また運用商品部門の部長は、委託先の業務遂行能力に問題があると判断した場合は、業務改善指導、委託解消等の対応策を実施します。

金融商品の時価等に関する事項

	当期末
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。 (3)有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券およびデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成25年3月29日現在）	
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	
株式	1,543,291,202	
投資証券	56,381,990	
合計	1,599,673,192	

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	（平成25年3月29日現在）			
		契約額等 （円）	うち 1年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	アメリカドル	85,000,000	-	84,767,439	232,561
合計		85,000,000	-	84,767,439	232,561

（注）1．為替予約の時価の算定方法

- （1）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該仲値で評価しております。
計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
- ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・計算期間末日に当該日を越える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- （2）計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 2．換算において円未満の端数は切り捨てております。
3．契約額等および時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表（平成25年3月29日現在）

(イ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額単価	評価額金額	備考
アメリカドル	TENARIS SA ADR	29,467	40.78	1,201,664.26	
	BANCO MACRO SA-ADR	26,200	14.72	385,664.00	
小計	銘柄数：	2		1,587,328.26	
				(149,288,222)	
	組入時価比率：	1.7%		1.8%	
トルコ・リラ	TUPRAS-TURKIYE PETROL RAFINE	128,746	54.50	7,016,657.00	
	KOC HOLDING AS	667,617	10.50	7,009,978.50	
	TAV HAVALIMANLARI HOLDING AS	179,500	11.65	2,091,175.00	
	TOFAS TURK OTOMOBIL FABRIKA	515,738	13.05	6,730,380.90	
	BIM BIRLESIK MAGAZALAR AS	43,484	88.25	3,837,463.00	
	COCA-COLA ICECEK AS	44,600	51.25	2,285,750.00	
	TURKIYE GARANTI BANKASI	1,429,262	9.60	13,720,915.20	
	TURKIYE HALK BANKASI	555,546	19.35	10,749,815.10	
	YAPI VE KREDI BANKASI AS	1,157,639	5.60	6,482,778.40	
小計	銘柄数：	9		59,924,913.10	
				(3,114,297,733)	
	組入時価比率：	35.7%		37.3%	
インドネシアルピア	HARUM ENERGY TBK PT	1,521,000	4,800.00	7,300,800,000.00	
	INDO TAMBANGRAYA MEGAH PT	332,000	35,500.00	11,786,000,000.00	
	PT UNITED TRACTORS TBK	1,098,000	18,200.00	19,983,600,000.00	
	PT ASTRA INTERNATIONAL TBK	5,910,000	7,900.00	46,689,000,000.00	
	PT HERO SUPERMARKET TBK	742,000	4,875.00	3,617,250,000.00	
	PT ASTRA AGRO LESTARI TBK	613,000	18,500.00	11,340,500,000.00	
	PT GUDANG GARAM TBK	265,500	48,950.00	12,996,225,000.00	
	PT UNILEVER INDONESIA TBK	620,000	22,800.00	14,136,000,000.00	
	BANK RAKYAT INDONESIA PERSERO TBK PT	5,970,000	8,750.00	52,237,500,000.00	
	PT TELEKOMUNIKASI	1,956,000	11,000.00	21,516,000,000.00	
	PT PERUSAHAAN GAS NEGARA	3,026,000	5,950.00	18,004,700,000.00	
	小計	銘柄数：	11		219,607,575,000.00
				(2,152,154,235)	
	組入時価比率：	24.6%		25.7%	
ベトナムドン	VIETNAM DAIRY PRODUCTS JSC	855,000	115,000.00	98,325,000,000.00	
	FPT CORP	162,260	37,800.00	6,133,428,000.00	
小計	銘柄数：	2		104,458,428,000.00	
				(470,062,926)	
	組入時価比率：	5.4%		5.6%	
南アフリカランド	SASOL LIMITED	59,700	407.34	24,318,198.00	
	KUMBA IRON ORE LIMITED	22,900	491.97	11,266,113.00	
	BIDVEST GROUP LIMITED	49,000	242.36	11,875,640.00	
	MR PRICE GROUP LIMITED	211,200	116.99	24,708,288.00	
	THE FOSCHINI GROUP LTD	93,400	112.80	10,535,520.00	
	CLICKS GROUP LTD	277,700	57.99	16,103,823.00	
	MASSMART HOLDINGS LIMITED	73,136	190.25	13,914,124.00	
	SHOPRITE HOLDINGS LTD	155,200	182.80	28,370,560.00	
	TIGER BRANDS LTD	69,910	294.00	20,553,540.00	
	CAPITEC BANK HOLDINGS LIMITED	109,402	214.18	23,431,720.36	
AFRICAN BANK INVESTMENTS LTD	624,318	30.29	18,910,592.22		

	FIRSTRAND LTD	526,919	32.20	16,966,791.80	
	MTN GROUP LTD	132,737	161.48	21,434,370.76	
小計	銘柄数：	13		242,389,281.14	
				(2,472,370,667)	
	組入時価比率：	28.3%		29.6%	
合計				8,358,173,783	
				(8,358,173,783)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(ロ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカドル	VINACAPITAL VIETNAM OPPORTUNITY FUND LTD		1,077,734	2,269,977.23	
	計	銘柄数：	1	1,077,734	2,269,977.23	
					(213,491,358)	
		組入時価比率：	2.4%		100.0%	
	小計				213,491,358	
					(213,491,358)	
	合計				213,491,358	
					(213,491,358)	

(注) 各通貨計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

(注) 投資証券における券面総額の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「デリバティブ取引等に関する注記 取引の時価等に関する事項」に開示しておりますので、記載を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年4月19日現在)

種類	金額	単位
資産総額	377,145,841	円
負債総額	781,281	円
純資産総額(-)	376,364,560	円
発行済口数	284,288,172	口
1口当たり純資産額(/)	1.3239	円

(参考) J P M ・ V I S T A 5 ・ マザーファンド (適格機関投資家専用)

(平成25年4月19日現在)

種類	金額	単位
資産総額	8,896,867,995	円
負債総額	38,578,439	円
純資産総額(-)	8,858,289,556	円
発行済口数	6,027,403,167	口
1口当たり純資産額(/)	1.4697	円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 1委託会社等の概況」について、以下のとおり更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

資本金の額（平成25年4月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

会社の意思決定機構

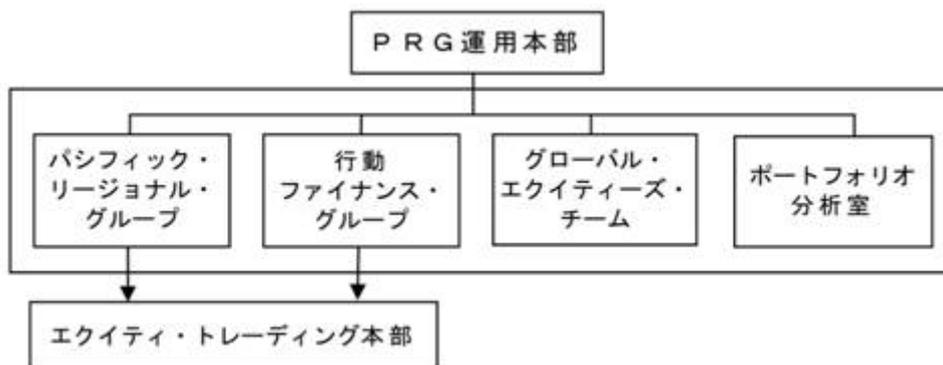
取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、リスク管理上の重要な事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することについて、取締役会の委嘱を受けた機関として、リスク・コミッティーを設置しています。

投資運用の意思決定機構

(イ) P R G 運用本部



(a) P R G 運用本部は、P R G 株式運用戦略^{*}、行動ファイナンス株式運用戦略^{*}またはM D P コクサイ株式運用戦略^{*}に基づいた運用を行います。

^{*} 「P R G 株式運用戦略」は、企業取材を基本とする徹底的なボトムアップ・アプローチによる調査・分析を行い、企業の成長力に比べて株価が割安な銘柄に投資することにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「行動ファイナンス株式運用戦略」は、「人間の心理」が引き起こす「株の売られ過ぎ」、「過小評価」等の非効率性を捉え、超過収益の獲得を目指す運用を行います。

「M D P コクサイ株式運用戦略」は、世界各地（現地）のベスト・アイデアを基に、アナリストによるグローバル（地域横断的）な業種分析を加え、最終的にポートフォリオ・マネジャーの判断で運用を行います。

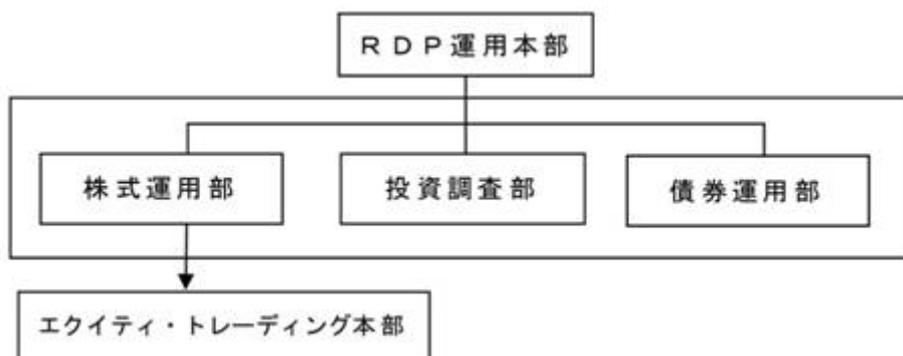
(b) P R G 運用本部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催します。各会議にて、P R G 株式運用戦略、行動ファイナンス株式運用戦略またはM D P コクサイ株式運用戦略に基づいた国内外の株式、その他資産の運用戦略の方向性を決定します。

(c) パシフィック・リージョナル・グループは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、P R G 株式運用戦略に基づき国内株式およびアジア株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内株

式およびアジア株式の運用や海外関係会社に運用を委託しているP R G株式運用ストラテジーによる外国株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

- (d) 行動ファイナンス・グループは、行動ファイナンス株式運用ストラテジーに基づき主に国内外の株式の運用戦略の方向性を決定し、その内容を自らの投資判断に利用します。また、同グループが行う国内外の株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) グローバル・エクイティーズ・チームは、「J Pモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点からの情報を参考に、M D Pコクサイ株式運用ストラテジーに基づき外国株式の投資判断を行います。また、同チームが行う外国株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (f) エクイティ・トレーディング本部は、前記(c)・(d)のグループによる投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。
- (g) ポートフォリオ分析室は、運用実績の分析を行い、前記(c)・(d)のグループにその結果を提供します。

(ロ) R D P運用本部



- (a) R D P運用本部は、投資調査部、株式運用部および債券運用部で構成されます。投資調査部および株式運用部は、R D P株式運用ストラテジー*に基づいた運用を行います。
* 「R D P株式運用ストラテジー」は、個別企業の徹底した調査・分析に配当割引モデルによる客観的評価を加えることにより、超過収益の獲得を目指す運用を行います。
- (b) 投資調査部に所属するアナリストはR D P株式運用ストラテジーに基づき主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。同部に所属するエコノミストは、マクロ経済の観点からアナリストの調査・分析の基となる情報の提供を行います。
- (c) 株式運用部に所属するポートフォリオ・マネジャーは、投資調査部のアナリストとの議論を通じて、前記(b)の評価を検証の上、投資判断を行い、主に国内株式のポートフォリオの構築を行います。また、同部が行う国内株式の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (d) 債券運用部では、国内外の債券の運用業務遂行上必要と認められる諸会議を開催し、運用戦略の方向性を決定します。その決定内容を自らの投資判断に利用し、国内外の債券のポートフォリオを決定します。また国内外の債券の売買を執行します。さらに、同部が行う国内外の債券の運用について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。
- (e) エクイティ・トレーディング本部は、株式運用部所属のポートフォリオ・マネジャーの投資判断を受け、主に国内株式の売買を執行します。

(ハ) 前記(イ)および(ロ)以外に為替ヘッジを行う場合は、クライアント・ビジネス本部のグローバル

運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行い、債券運用部が取引を執行します。

(注) 前記(イ)、(ロ)および(ハ)の意思決定機構、組織名称等は、平成25年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成24年8月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ)。

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	69	531,078
公募単位型株式投資信託	4	89,341
公募追加型債券投資信託	1	334,351
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	60	299,410
総合計	134	1,254,180
親投資信託	61	-

(注) 百万円未満は四捨五入

< 訂正後 >

(略)

委託会社が設定・運用している投資信託は、平成25年4月末現在以下のとおりです(親投資信託は本数のみ)。

	本数	純資産額(百万円)
公募追加型株式投資信託	72	927,678
公募単位型株式投資信託	4	47,001
公募追加型債券投資信託	2	411,092
公募単位型債券投資信託	-	-
私募投資信託	58	496,964
総合計	136	1,882,735
親投資信託	61	-

(注) 百万円未満は四捨五入

3【委託会社等の経理状況】

<訂正前>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、第23期中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により中間監査を受けております。

原届出書の第三部委託会社等の情報 第1委託会社等の概況 3委託会社等の経理状況について、以下の中間財務諸表が追加されます。

<追加>

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動資産				
現金及び預金			2,292,776	
有価証券			5,809,443	
前払費用			49,778	
未収入金			126,459	
未収委託者報酬			2,720,206	
未収収益			1,967,862	
関係会社短期貸付金			1,078,000	
繰延税金資産			584,274	
その他			4,263	
流動資産計			14,633,065	92.9
固定資産				
投資その他の資産			1,115,413	
関係会社株式		60,000		
投資有価証券		823,080		
長期預け金		155,255		
敷金保証金		44,158		
その他		32,919		
固定資産計			1,115,413	7.1
資産合計			15,748,479	100.0

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
負債の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
流動負債				
預り金			84,423	
未払金			2,120,585	
未払収益分配金		324		
未払償還金		565		
未払手数料		1,230,874		
その他未払金	1	888,820		
未払費用			853,363	
未払法人税等			73,876	
賞与引当金			648,280	
事務所賃貸借契約引当金			135,088	
流動負債計			3,915,618	24.9
固定負債				
長期末払金			147,862	
賞与引当金			431,802	
役員賞与引当金			92,774	
退職給付引当金			15,939	
事務所賃貸借契約引当金			186,173	
繰延税金負債			9,700	
固定負債計			884,251	5.6
負債合計			4,799,870	30.5

		第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)		
純資産の部				
区分	注記 番号	内訳	金額	構成比
		(千円)	(千円)	(%)
株主資本				
資本金			2,218,000	
資本剰余金			1,000,000	
資本準備金		1,000,000		
利益剰余金			7,714,789	
利益準備金		33,676		
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		7,681,112		
株主資本計			10,932,789	69.4
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			15,819	
評価・換算差額等計			15,819	0.1
純資産合計			10,948,608	69.5
負債・純資産合計			15,748,479	100.0

(2) 中間損益計算書

		第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)		
区分	注記 番号	内訳	金額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)
営業収益				
委託者報酬			5,519,851	
運用受託報酬			2,517,722	
業務受託報酬			818,038	
その他			60,824	
営業収益計			8,916,436	100.0
営業費用・一般管理費				
営業費用			4,331,051	
支払手数料		2,404,356		
調査費		1,539,237		
その他営業費用		387,457		
一般管理費			4,446,619	
営業費用・一般管理費計			8,777,670	98.4
営業利益			138,766	1.6
営業外収益	1	48,724		
営業外収益計			48,724	0.5
営業外費用	2	13,431		
営業外費用計			13,431	0.1
経常利益			174,058	2.0
税引前中間純利益			174,058	2.0
法人税、住民税及び事業税			60,258	0.7
法人税等調整額			65,411	0.7
中間純利益			179,211	2.0

重要な会計方針

項目	第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
<p>1．有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2．引当金の計上基準</p>	<p>(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給、及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対する親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の費用負担に備えるため、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。 過去勤務債務については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。</p>

項目	第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
3. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	(4) 事務所賃貸借契約引当金 事業拡充の見込により結んでいた事務所面積拡張の賃貸借契約について第三者へ転貸する計画に変更したことにより、将来契約期間に亘る当該支払賃借料に基づき引当金を計上しております。 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第23期中間会計期間末 (平成24年9月30日)
1 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示していません。

(中間損益計算書関係)

第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの (千円)	
受取配当金	26,454
投資有価証券売却益	15,325
2 営業外費用のうち主要なもの (千円)	
投資有価証券売却損	11,735

（リース取引関係）

第23期中間会計期間 （自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。		
1年以内	540,227	千円
1年超	1,325,880	千円
合計	1,866,107	千円

（金融商品関係）

第23期中間会計期間末（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注）2．参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,292,776	2,292,776	-
(2) 有価証券	5,809,443	5,809,443	-
(3) 未収委託者報酬	2,720,206	2,720,206	-
(4) 未収収益	1,967,862	1,967,862	-
(5) 関係会社短期貸付金	1,078,000	1,078,000	-
(6) 投資有価証券	823,080	823,080	-
(7) 長期預け金	155,255	154,603	652
資産計	14,846,622	14,845,970	652
(1) 未払手数料	1,230,874	1,230,874	-
(2) その他未払金	888,820	888,820	-
(3) 未払費用	853,363	853,363	-
(4) 長期未払金	147,862	147,241	621
負債計	3,120,919	3,120,298	621

（注）1．金融商品の時価算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 有価証券、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収収益、及び(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額によっております。

(7) 長期預け金

長期預け金の時価については、当該預け金の受取までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、及び(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期未払金

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に、日本国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2 . 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	60,000

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

第23期中間会計期間末(平成24年9月30日)

1. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 60,000千円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他投資信託	823,080	797,560	25,520

(注) 有価証券(中間貸借対照表計上額 5,809,443千円)については預金と同様に扱っており、時価評価をしていないため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第23期中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託委託 業務	投資一任及び 投資助言業務	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	5,519,851	2,517,722	818,038	60,824	8,916,436

2. 地域ごとの情報

営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
7,295,553	1,620,883	8,916,436

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(1株当たり情報)

第23期中間会計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	194,590円04銭
1株当たり中間純利益金額	3,185円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
1株当たりの中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	179,211千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	179,211千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書の「第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1) 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成24年9月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

	名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
1	株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
2	PWM日本証券株式会社	3,000百万円	同 上
3	楽天証券株式会社	7,495百万円	同 上

(3) 運用委託先の会社

	名 称	資本金の額 (平成24年9月末現在)	事業の内容
1	J P モルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド	24百万ポンド	投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ P M・V I S T A・オープンの平成24年11月16日から平成25年3月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P M・V I S T A・オープンの平成25年3月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月13日

J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。